

2019年7月3日

次世代育成支援対策推進法に基づく 「くるみん認定」の取得について

当社は、2019年6月25日付で仕事と子育ての両立支援に取り組む企業として、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(愛称:くるみん認定)を取得しましたので、お知らせいたします。

当社は2011年より、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を2年ごとに策定し、次世代育成支援のための雇用環境の整備に取り組んでまいりました。

今回、2017年4月から2019年3月までの期間で策定した第四期の一般事業主行動計画(以下、「第四期行動計画」といいます)で掲げた目標を達成したこと等により、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業として認定されたものです。

【第四期行動計画の実施内容】

(目標1)男性社員の育児休業取得推進

男性社員の育児休業取得率62.5%(数値目標:7%)

(目標2)仕事と育児の両立支援制度拡充

半日有給休暇の取得制限を緩和しました。

従 来: 小学校6年生以下の子を養育する者 上限20回
その他の者 上限10回

緩和後: 上限24回

(目標3)年次有給休暇取得促進

年次有給休暇取得率69.7%(数値目標:60%)

(目標4)業務効率化・生産性の向上を目標とした労働時間の削減

「プラスフライデー」制度の導入・拡充

・2017年4月～2018年4月:2ヶ月に一度、金曜日に早帰り(15時退社)する「プラスフライデー」制度導入

・2018年5月～ :上記「2ヶ月に一度」を「毎月一度」へ変更

(目標5)数値目標

(目標1)及び(目標3)に記載した数値目標

また、当社では、2019年4月から2021年3月までの期間で第五期の一般事業主行動計画(以下、「第五期行動計画」といいます。)を策定し、東京労働局長に届け出ております。これからも引き続き次世代育成支援のための雇用環境の整備に取り組んで参ります。

(第五期行動計画については次ページをご覧ください。)

次世代育成支援に関する 「一般事業主行動計画」の第五期行動計画

1. 計画期間 2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇取得率60%以上

【期日】 2021年3月末まで

【対策】 連続休暇・アニバーサリー休暇の取得推進、四半期ごとの取得状況をフォロー。

目標2 所定外労働時間の削減

【期日】 2021年3月末まで

【対策】 ノー残業デー制度見直し(固定的運用解消)、21時以降の時間外労働原則禁止。

目標3 男性社員の育児休業取得率13%以上

【期日】 2021年3月末まで

【対策】 対象者と上司に制度の説明と取得促進案内、育児休業取得者へカタログギフト贈呈。

目標4 女性社員に向けた取組

【期日】 2021年3月末まで

【対策】 女性社員に向けた講演会または研修の定期開催。

目標5 働き方の見直しに資する取組

【期日】 2021年3月末まで

【対策】 プラスフライデー制度(1ヶ月に1度、いずれかの金曜日を選択して早帰りする制度)の
退社時間の繰り上げ。

以上